

熊本市浄書室孔版印刷機賃貸借仕様書

1 概要

現在熊本市浄書室に設置している孔版印刷機の老朽化に伴い、新たに印刷機を導入するものである。

2 賃貸借契約を締結する印刷機の名称及び数量

名称 印刷機 理想科学工業株式会社製 印刷機 RISOGRAPH SF939

(※付属品としてAF-VⅡを含む。)

数量 2台

3 契約期間及び履行期間

契約期間：契約日から令和11年(2029年)7月31日まで

履行期間：令和8年(2026年)8月1日から令和11年(2029年)7月31日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び地方自治施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定による長期継続契約である。ただし、契約期間中において、予算額の変更その他の理由が生じた場合には、当該契約の全部又は一部を解除又は変更できるものとする。

4 設置期限

令和8年(2026年)8月1日

5 印刷機の設置及び撤去等

(1) 設置場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎3階

熊本市総務局行政管理部総務課 浄書室

(2) 印刷機は、4 設置期限(令和8年(2026年)8月1日)までに、(1)の場所に落札業者負担により搬入、設置するものとする。

(3) 搬入及び設置にあたっては、日程等を事前に設置所属担当者と打ち合わせを行うこと。

(4) 機器の移設・撤去がある場合は、設置所属担当者と打ち合わせを行い、業者負担で速やかにこれを行うこと。

(5) 設置完了後に正常に作動するか動作確認を実施すること。

(6) 納入時に生じた梱包資材等は、持ち帰ること。

6 印刷機の保守等

(1) 定期保守を四半期に1回以上実施すること。

(2) 障害・故障が発生した場合は、通報等による認知後、概ね1時間以内に修理着手すること。なお、修理に要する全ての経費(訪問料、技術料、部品代等)を、本契約の中を含むものとする。

(3) 正常な状態で使用できるように維持管理を行うこと。

(4) 設置機器の適切な操作方法を指導すること。

(5) 保守作業を行った場合は、各業者の保守点検様式により結果を報告すること。

(6) 保守にあたる技術員は、賃借機器サービス提供装置のメーカーの者、又はその提供装置のメーカー研修を終了し、メーカーが指定した者であること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議のうえ決定するものとする。

<参考>

●過去の年間印刷枚数(2台稼働時の合計)

令和6年度 2,637,603枚

令和7年度 2,527,603枚

※本契約の履行期間においては、上記実績を上回る印刷が見込まれます。

●架台については、RISO 架台Dタイプを設置済みですので、今回の賃貸借内容には含みません。